二　提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。

三　前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（公益上の必要がある場合）

第二十六条　法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置）

第二十七条　総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

2　総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3　前項の規定による通知を受けた情報照会者は、同項の情報提供者に対し、同項の特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得するよう求めることができる。この場合において、当該情報照会者は、当該情報提供者に対し、当該特定個人情報に係る本人の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を通知するものとする。

4　総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5　第一項、第二項及び前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

6　総務大臣は、第二十条第六項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第六項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

（情報提供者による特定個人情報の提供）

第二十八条　情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

（情報提供等の記録の保存期間）

第二十九条　法第二十三条第一項の政令で定める期間は、七年とする。

第五章　特定個人情報の保護

（電子計算機処理に伴う措置）

第三十条　法第二十七条第一項第五号の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体の保管とする。

（行政機関個人情報保護法施行令等の特例等）

第三十一条　法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。次条において「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第四条第二号の規定の適用については、同号中「総務大臣」とあるのは、「特定個人情報保護委員会」とする。

第三十二条　法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第十一条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

2　法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十条の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第十一条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」とする。

3　法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第三十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十条の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第十一条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」とする。

4　法第二十九条第二項又は第三十条第三項の規定により独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号。以下この条において「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）第六条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

5　法第二十九条第二項又は第三十条第三項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」とする。

6　法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第三十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」とする。